

豊島区立学校 小中連携教育推進方針

豊島区教育委員会
令和8年3月

はじめに

社会が急速に変化し、子どもたちを取り巻く環境が多様化する中、学校教育には、子ども一人ひとりが自ら学び、他者と協働しながら未来を切り拓いていく力を育むことが求められています。豊島区においても、外国にルーツをもつ子どもたちを含め、多様な背景をもつ児童・生徒が共に学んでおり、互いの違いを認め合いながら成長していく教育環境の充実がますます重要になっています。

こうした中、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育の推進は、子どもたちの確かな学びと健やかな成長を支える上で大きな意義をもっています。小学校から中学校への進学は、学習内容や生活環境の変化が大きく、子どもたちにとって大きな節目となります。この節目を円滑につなぎ、学びや育ちを切れ目なく支えていくためには、小学校と中学校が互いの教育を理解し、連携・協働しながら教育活動を進めていくことが不可欠です。

豊島区ではこれまでも、小中学校間の授業交流や情報共有、児童・生徒の交流活動などを通して、小中連携の取組を進めてきました。こうした取組は、教員の指導力向上や教育課程の接続の充実につながるとともに、子どもたちが安心して次の学びの段階へ進むための基盤づくりにも寄与しています。今後は、これらの取組をさらに体系的・計画的に推進し、義務教育九年間を通じた教育の質の向上を図っていく必要があります。

本計画は、豊島区教育大綱及び豊島区教育ビジョン2025の理念を踏まえ、区立小・中学校が共通の方向性のもとで小中連携教育を推進していくための基本的な考え方と具体的な取組の方向を示すものです。子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、主体的に学び続ける力や、多様な人々と協働しながら社会に参画していく力を育むことを目指します。

豊島区教育委員会は、本計画のもと、学校、家庭、地域と連携しながら、小学校と中学校のつながりを一層深め、子どもたちの学びと成長を切れ目なく支える教育の実現に取り組んでまいります。

豊島区教育委員会

豊島区立学校における小中連携推進計画の考え方

第1節 豊島区立学校における小中連携の方向性

1 基本的な考え方

豊島区教育委員会は豊島区教育大綱において目指す子どもの姿を《学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、すべての子どもの学びを支え、「元気でたくましく、個性や能力を伸ばしていける子ども」「人とのつながりを大切にし、ともに支えあう子ども」「多様な体験を通して、豊かな心を育む子ども」「地域に生まれ、地域を愛する子ども」を育てます。》としている。その姿を実現するために、豊島区教育委員会では教育目標、基本方針を以下のように示している。

教育目標

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

2 豊島区教育ビジョン2025基本方針

	基本方針	基本施策
1	「知」「徳」「体」の教育内容の充実 － 未来を切り拓く人を育成します －	1-① 学びに向かう力の育成
		1-② 豊かな心と人間関係の育成
		1-③ 健やかな生活を送るための体力づくり
		1-④ 小中連携教育のさらなる推進
2	就学前教育の充実 － 生涯にわたる人格形成の基礎を培い、すべての就学前の子どもを小学校に円滑に接続させます －	2-① 幼児教育の質の向上
		2-② 幼児教育施設と小学校の円滑な接続
3	多様な子どもに対する支援の充実 － 誰もが自己肯定感を高められる教育を推進します －	3-① 特別支援教育の充実
		3-② 不登校対策の推進
		3-③ 多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実
		3-④ 放課後支援の充実
4	教育環境の整備 － 新たな時代に適合した学校をつくります －	4-① 学校における働き方改革の推進
		4-② 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進
		4-③ 計画的な学校改築および改修の実施
		4-④ 安全・安心な学校づくり
		4-⑤ 学校図書館の充実
5	学校と家庭・地域との連携 － 家庭と地域の教育力の向上と活用を図り、子どもたちの育ちを支援し見守ります －	5-① コミュニティ・スクールの推進と充実
		5-② 家庭と地域との連携による教育力の向上
		5-③ 地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

3 小中連携教育で身に付けさせたい力について

小学校から中学校への円滑な接続を目的に9年間を見通した「学習指導」「生活指導」を確立し、児童生徒の成長をきめ細やかに支援する。幼児期からの切れ目のない教育を推進し、未来を担う確かな学力と健康で活力に満ちた子どもを育成する。

4 目指す姿について

①地域とともに育ち、地域に関わろうとする子ども

- ・ 地域の人、文化、活動等に興味をもち、学校の外へ踏み出す
- ・ 「支えてもらう存在」から、「地域を支える一員」へと意識を広げる
- ・ 共助の精神を理解し、実体験を通して地域社会の一員としての自覚をもつ

②多様性を尊重し、他者と協働できる子ども

- ・ 多文化、世代、立場の違いを受け止め、互いを尊重する
- ・ 地域や仲間と対話し、共に考え、実行する経験を積む
- ・ 協働を通して、新しい価値や解決策を生み出す

③社会に「貢献しよう」と行動する子ども

- ・ 自分にできることを考え、行動に移そうとする
- ・ 学校内外での経験を通して、「誰かの役に立つ」喜びを知る
- ・ 外に向かって挑戦しようとする

④9年間の学びをつなぎ、自分の成長を実感できる子ども

- ・ 小学校で身に付けた力を、中学校でさらに発展させる
- ・ 学びや経験が途切れず、滑らかにつながっていることを実感する
- ・ 義務教育9年間を通して、「社会人としての土台」を育む

(第1回小中連携教育検討委員会より作成)

以上を踏まえ、各中学校ブロックで各学校の教育目標に照らし合わせ目指す子どもの姿を明確にし、小中連携教育を推進していく。

5 小中連携の重点について

豊島区教育委員会教育目標及び、目指す子どもの姿を実現するためには、子どもたちの心身の発達段階における学力形成や生活指導上の課題を義務教育9年間の見直しをもって指導・支援する必要がある。

そこで、本区では、子どもたちが無理なく成長できるよう、小中学校が一定の方向性を共有した上で、子どもの見たちや学校・地域の特色を踏まえて教育課程の編成を行う。また、子どもたち同士や教員同士の交流を行い、保護者や地域の方々とともに、魅

力ある学校づくりを推進する。

そのためにこれまで行ってきた取組を以下の4項目に整理する。

(1) 授業改善・生活改善プログラム

- ・小中9年間を見通した学習スタンダード
- ・小中学校教員が、互いの授業に参加して行う児童生徒への学習支援
- ・小中9年間を見通した段階的な接続を図る生活ルール
- ・いじめ防止に向けた児童生徒による主体的な取組

(2) 地域の特色プログラム

- ・総合的な学習の時間等で共通題材を単元に位置付け
- ・コミュニティスクールにおける地域との連携
- ・保護者と連携した地域の見守り活動、地域行事等における連携

(3) 小小連携プログラム

- ・合同学習（総合的な学習の時間で同一テーマでの単元設定等）
- ・オンラインでの同時授業、大学連携による外国語科授業
- ・合同行事（運動会、学習発表会、展覧会、移動教室等）

(4) 不登校対策プログラム

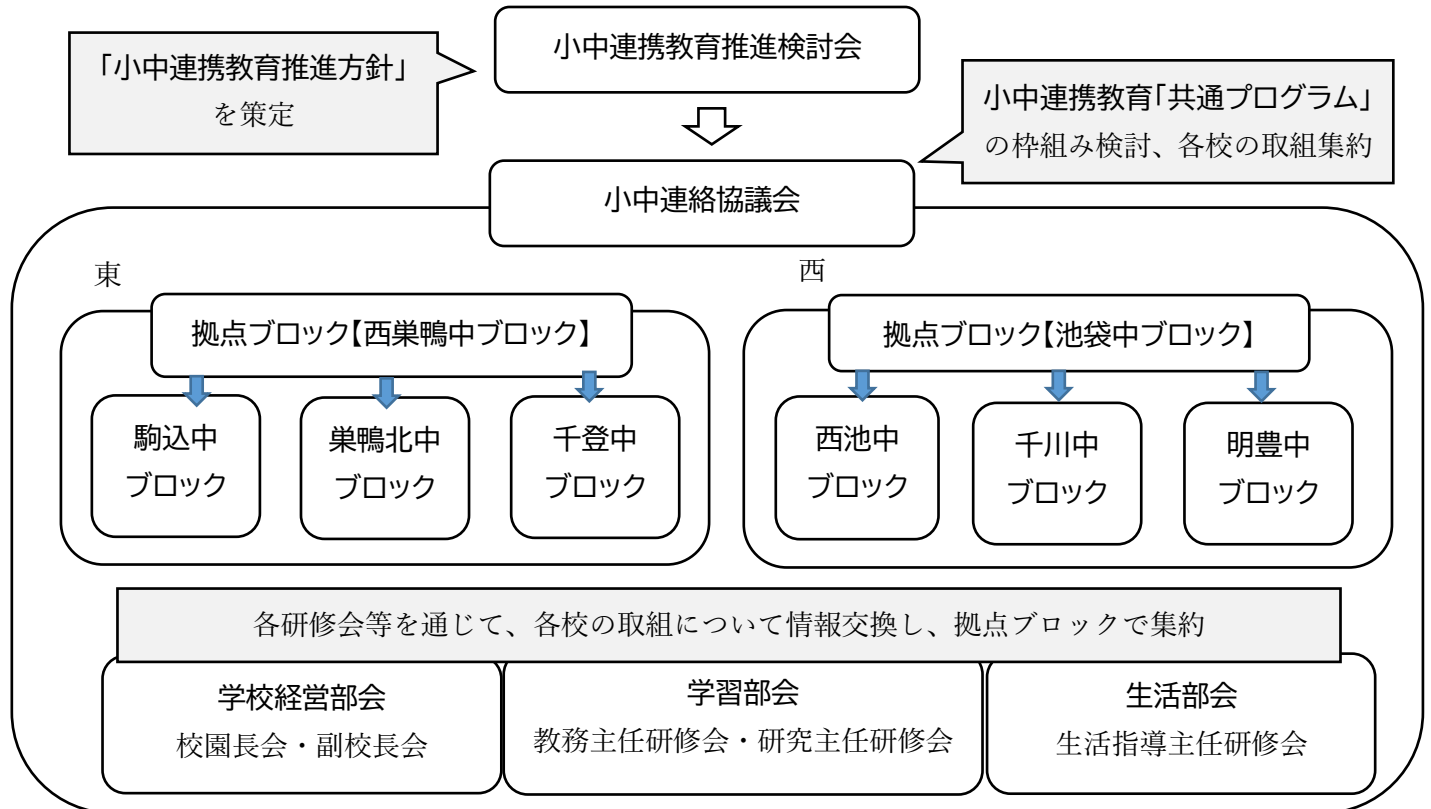
- ・巡回しているSSW等を核とした小中連携した不登校支援
- ・別室登校教室の共有、不登校支援員の小中での関わり

4 小中校区の全体図



5 小中連携教育推進体制

小学校から中学校への円滑な接続を目的に9年間を見通した「学習指導」「生活指導」を確立し、成長をきめ細やかに支援するために、以下の推進体制を構築する。



6 小中連携で期待される効果

児童・生徒の学力の向上、心身の成長、不登校対策の強化、学校・家庭・地域の一層の協働が期待できる。

- (1) 小中学校の教員が情報交換や連携を充実させ、義務教育9年間の教育活動を理解するとともに、指導方針を共有化することにより、地区ごとの教育課題に向けた取組の充実を図り、児童・生徒にとって安心できる学校づくりを実現することができる。
- (2) 小中学校の教員が、授業参観や協議等を行うことにより、学校間の指導内容、児童・生徒理解や指導方法に関する理解を深め、その改善に係る意欲の高まり等、意識面も変化させることで、義務教育9年間を見通した教育観や授業観が構築される。

- (3) 義務教育9年間を見通した適正な教育課程の編成により、基礎・基本の着実な定着を図ることができる。
- (4) 児童・生徒の交流を促進させることで、小学生は中学校進学に対する不安感の軽減、中学生は自尊感情の高まりや規範意識や自己指導能力の向上を実現し、不登校やいじめの解消に資することができる。
- (5) 各学校が独自に行ってきた、学校と地域との関りを生かしながら、それぞれの学校だけでは解決することが困難な課題にも、地域と協働しながら取り組んでいくことができる。

7 根拠法令等

- (1) 教育基本法(平成18年12月22日 法律第120号)第5条第2項

【義務教育の目的】

「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」

- (2) 学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)第21条

「義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」

平成19年6月の改正で、これまで別々に定められていた小学校・中学校の目標が義務教育の目標として統一され、義務教育9年間を見通して、小学校教育と中学校教育の連続性を一層重視した。

- (3) 学習指導要領 第1章 総則(平成29年7月)

「小学校教育の成果を受け継ぎ、生徒に義務教育9年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を行うことがそれぞれ求められる。このような観点から、小学校と中学校の接続に際しては、義務教育9年間を見通して児童生徒に必要な資質・能力を育むことを目指した取組が求められる。」

豊島区立学校における小中連携の進め方

第2節 小中連携の内容

1 主な内容例

(1) 授業改善・生活改善プログラム

○小中9年間を見通した学習スタンダード

・授業規律に限らず、板書方法等、小中で統一した学習スタンダードで取り組むことで、中1ギャップの解消を図る。

○小中学校教員が、互いの授業に参加して行う児童生徒への学習支援

・校内研究会をお互いに見合うことで、子どもの様子を把握するだけでなく、授業改善を一緒に行い、学習支援の充実を図る。

○小中9年間を見通した段階的な接続を図る生活ルール

・中学校のテスト期間中に、小学校も学習タイムを設ける等、段階的な接続を図る。

(2) 地域の特徴プログラム

○総合的な学習の時間等で共通題材を単元に位置付け

・地域の歴史、文化、産業、防災、環境等をテーマとした共通単元を設定し、小中で発達段階に応じて探究的に学ぶことで、地域理解と課題解決力の育成を図る。

・小学生が調べた内容を中学校で発展的に探究するなど、9年間を見通した学びの連続性を意識する。

○コミュニティ・スクールにおける地域との連携

・学校運営協議会を核として、地域人材や地域団体と連携した教育活動を推進する。

・地域講師による授業や地域施設を活用した学習活動等を小中合同で企画・実施する。

○保護者と連携した地域の見守り活動、地域行事等における連携

・保護者や地域ボランティアと連携した登下校の見守り活動を小中合同で実施する。

・地域祭礼や防災訓練、清掃活動等の地域行事に小中学生が参加する機会を設け、地域への参画意識を高める。

(3) 小小連携プログラム

○合同学習（総合的な学習の時間で同一テーマでの単元設定等）

・近隣小学校が同一テーマによる総合的な学習の時間を設定し、調査・発表等を合同で行うことで、多様な考え方に触れる機会を創出する。

○オンラインでの同時授業、大学連携による外国語科授業

- ・オンライン会議システム等を活用し、複数校による同時授業や合同ディスカッションを実施する。
 - ・大学等と連携した外国語活動・外国語科の授業を共同で実施し、専門的な指導の充実を図る。
- 合同行事（運動会、学習発表会、展覧会、移動教室等）
- ・作品展や展覧会等を合同で開催し、互いの成果を鑑賞する機会を設ける。
 - ・移動教室や体験活動等を合同で実施することで、交流を深めるとともに集団活動の充実を図る。

(4) 不登校対策プログラム

○巡回しているSSW等を核とした小中連携した不登校支援

- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを中心としたケース会議を小中合同で実施し、継続的な支援体制を構築する。
- ・小学校段階からの不登校傾向の把握と情報共有を行い、中学校への円滑な接続を図る。

○別室登校教室の共有、不登校支援員の小中での関わり

- ・別室登校教室や適応指導の取組について、小中学校間で情報共有を図り、段階的な登校支援を行う。
- ・不登校支援員が小中双方に関わることで、児童生徒の心理的負担の軽減と継続的な支援を行う。

2 これまでの具体的な取組

【授業改善・生活改善プログラム】

○9年間を見通した発信力の育成（駒込中ブロック）

・学区内の小学校2校と連携し、義務教育9年間での発信力の育成について協議し、研究主任・小中連携担当が中心となって発信力育成計画を作成した。また、両小学校で行われた小中連携推進協議会では、発信力を意識した授業を実施し、その後の分科会ではそれぞれの発達段階における取組や課題について忌憚のない意見交換を行うことができた。発信力の育成というテーマのもと、小学校の先生方と「目指す生徒像」を共有できたことは大きな成果であった。

	小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学1年生	中学2年生	中学3年生
目標	自分の思いや考えを伝えられることができる。	相手の話を聴いた上で、自分の思いや考えを伝えることができる。	相手の話を聴いた上で、自分の思いや考えを伝えることができる。	互いの意見を聴き、自分の思いや考えを相手に伝えられることができる。	互いの意見を聴き、自分の思いや考えを相手に伝えられることができる。	自分の思いや考えを、積極的に相手に伝えることができる。
視点・ポイント	自分の思いや考えを、話すことができる。	理由や事例を挙げて、相手を説き伏せたり納得させることができる。	資料や事例を活用し、事実を客観的に自分の考えで説くことができる。	事実と意見を区別し、根拠を添えて自分の考えを説くことができる。	権限や役割をわきまをわきながら、役割や立場に応じて発言することができる。	場面や相手に応じて、適切な発言ができる。
種別・領域	相手の意図が読み取れることができる。	要点を聞き取ることができ、自分の考えを相手に伝えることができる。	事実と意見を区別し、必要に応じて根拠を添えて自分の考えを説くことができる。	問いや記録を活用し、相手の考えを整理し、自分の考えを伝えることができる。	意見の相違や役割の工夫に応じて、自分の考えを伝え、受け止めることができる。	質問や評価を聞き取り、自分の考えを伝え、受け止めることができる。

○中学校授業体験(巣鴨北中ブロック)

・巣鴨北中学校に本ブロック4校の6年生が集まり、中学校での授業体験を実施した。巣鴨北中の生徒会役員の生徒が学校生活の紹介を行った。その後、体験授業としてクラスごとに25分の授業を2コマ受けた。最後に中学校内を回って、学校の施設を見学した。学校生活の紹介や体験授業を通じて、入学後の中学校生活を知る機会を設けたことで、6年生は中学校生活への不安を解消し、期待をもつことができた。



○教員による授業見学(西巣鴨中ブロック)

・西巣鴨中ブロックの学校が集まり、授業見学後に、各教科、特別支援、養護の7つの分科会に分かれて、ブロックテーマである「主体的・対話的で深い学びを志向した授業展開の工夫」に基づいて協議を行った。特に、授業終盤に行う振り返り活動について、発達段階に応じた提示の仕方や共有の方法について意見交換をし、授業改善を重ねている。



【地域の特色プログラム】

○バラロード清掃活動(西巣鴨中ブロック)

・大塚駅から向台駅までの「バラロード」の清掃活動を小学校と中学校合同で行った。また、地域のボランティアとも活動し、子ども達からは「やってみると楽しかった」「バラロードがきれいになって嬉しい」などという感想が上がり、充実感や達成感が得られた。



○あいさつ運動(池袋中ブロック・千登世橋中ブロック・千川中ブロック)

・日常的に池袋中学校と池袋本町小学校で実施している。登校時に3校の児童生徒が最も通行するポケットパーク(池袋中学校校庭の角スペース)の付近では、特に小学生と中学生のあいさつの声が数多く交わされていた。



・千登世橋中学校の生徒会児童7名が、目白小学校の6年生とあいさつ活動を行った。笑顔であいさつする大切さに気付いたり、お辞儀の仕方にも気を付けたりする姿が見られた。



・千川中学校の生徒が、要小学校に出向き一緒にあいさつ運動を行った。元気よくあいさつする活動は、地域の方々にもひろがり、学校だけでなく地域も活発にあいさつを行うことにつながった。



○中学生出前授業(明豊中ブロック)

・小学校に中学校の生徒がリトルティーチャーとして訪問し、1年～6年の授業の中に入り交流をした。小学生は「次の授業から中学生が居ないことが寂しい」と感想に書く等、直接交流を深める姿が見られた。また、中学生にとっても「今、自分に何ができるか」を考え行動するよい機会となった。



【小小連携プログラム】

○移動教室合同参加(巣鴨小・朋有小)

・移動教室の日程を意図的に設定した。夜のキャンプファイヤーを一緒に行うことで、様々な交流をすることができた。子どもたちの感想には「中学校になってまた一緒に活動できるのが楽しみ」とあり、中学校への期待を膨らませていた。



○情報交換会(西池袋中ブロック)

・西池袋中学校エリアにある、近隣の池袋小学校・池袋第三小学校・長崎小学校・富士見台小学校の先生方、総勢120名が集まり、学習のきまり生活指導、不登校対策等について協議した。小学校同士では学習のルールなどを確認した。協議会の後半は、関係機関から講師に来校いただき「小中学生を取り巻く現状」についてSNSトラブルや闇バイトなどの現状と対策などについてご講演いただいた。



【不登校対策プログラム】

○校内 SSRの情報共有(池袋中・池本小)

・校舎一体型の利点を生かし、中学校と小学校の不登校児童・生徒の情報共有を密に行っている。同一のSSWが担当することで、中1ギャップを軽減し、通常級へ戻って学習ができるよう支援を続けている。



3 保護者・地域との連携

(1) コミュニティスクールの方向性、小中連携との関わりについて

急速な社会情勢の変化に伴い、学校を取り巻く状況は多様化・複雑化しており、子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校や教員だけではなく保護者や地域住民等の経験やスキルを活かして地域全体で子どもたちを育てていくことが必要である。そこで、学校と保護者・地域住民等の連携・協働で実施する地域学校協働活動により、学校の教育活動の充実を目指すとともに、地域人材・地域資源の有効活用や将来の地域の担い手の育成、学校を中心とした地域ネットワークの形成により、地域活性化を図る。

(2) 保護者・地域との連携をコーディネートする体制について

